

平成29年第5回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成29年5月23日

開会

- 日程第1 平成29年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第27号 平成29年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
- 日程第4 議案第28号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について
- 日程第5 議案第29号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について
- 日程第6 意見聴取 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 教育長の報告
- 日程第8 そ の 他 教育次長  
教育総務課長  
学校教育課長  
幼児支援課長  
生涯学習課長  
次回教育委員会会議の開催について  
平成29年6月28日（水）午後3時30分から

閉会

議案第 27 号

平成 29 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について  
岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約を承認し、平成 29 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置することについての議決を求める。

平成 29 年 5 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和 43 年岐阜県教育委員会告示第 4 号）に基づき、瑞穂市教育委員会の議決を求めるもの。

## 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会と称する。

(協議会を設ける市町の教育委員会)

第2条 本協議会は次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 羽島市教育委員会
- (2) 各務原市教育委員会
- (3) 山県市教育委員会
- (4) 瑞穂市教育委員会
- (5) 本巣市教育委員会
- (6) 羽島郡二町教育委員会
- (7) 北方町教育委員会

(目的)

第3条 本協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

第4条 関係市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。

(委員)

第5条 本協議会は、次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の(1)に掲げる関係市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、教育長又は教育委員は必ず含むものとする。

- (1) 関係市町教育委員会の教育長及び教育委員
  - (2) 関係市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員
  - (3) 採択地区内の小・中学校及び義務教育学校の校長及び教員
  - (4) 採択地区内の学識経験者及び保護者
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員となることができない。
  - 3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。
  - 4 採択替えがない年度については、第1項(1)に掲げる委員をもって本協議会を構成することも可とする。

(会長等)

第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

(会務)

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本協議会の庶務は、本協議会で定める所において処理する。

(招集)

第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。ただし第1回の本協議会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。

(会議)

第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告及び岐阜県教育委員会が作成した調査研究資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(研究員)

第12条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員をおく。

2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員とな

ることができない。

- 4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

(出席要求)

- 第13条 会長は、調査研究・協議の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

(経費)

- 第14条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町が分担するものとする。

(その他)

- 第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかかって定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。

(様式1)

文書番号

平成29年 月 日

羽島市教育委員会教育長 様

教育委員会名

印

平成29年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についての議決書

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」(昭和38年12月21日法律第182号)及び「教科用図書採択地区の設定」(昭和43年4月26日岐阜県教育委員会告示第4号)に基づき、岐阜地区採択協議会を設置することを、平成29年 月 日議決しました。

議案第 28 号

瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について

瑞穂市教育支援センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 29 年 5 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市教育支援センター条例（平成 21 年瑞穂市条例第 16 号）第 5 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員を委嘱するもの。

平成29年度 瑞穂市教育支援センター運営委員名簿

	氏 名	住 所	任期	備考(該当条項)
1	小中学校長会長 古川 文行		H29.4.1～H30.3.31	第1号 瑞穂市立小中学校長を代表する者
2	ほづみ幼稚園長 三田村 康宏		H29.4.1～H30.3.31	第2号 瑞穂市立ほづみ幼稚園長
3	瑞穂市PTA連合会長 林 孝美		H29.4.1～H30.3.31	第3号 瑞穂市立小中学校の保護者を代表する者
4	前総合初等教育研究所顧問 奥村 怜		H29.4.1～H30.3.31	第5号 識見を有する者
5	元 生津小学校 校長 大沼 智幸		H29.4.1～H30.3.31	第5号 識見を有する者
6	岐阜大学教育学研究科教授 益子 典文		H29.4.1～H30.3.31	第5号 識見を有する者
7	岐阜大学教職大学院 講師 後藤 信義		H29.4.1～H30.3.31	第5号 識見を有する者
8	教頭会代表 上水流 弘美		H29.4.1～H30.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
9	教務主任会代表 園部 喬		H29.4.1～H30.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
10	研究推進委員 小学校代表 山田 康子		H29.4.1～H30.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
11	研究推進委員 中学校代表 井嶋 潤		H29.4.1～H30.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者

## 議案第29号

### 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

瑞穂市社会教育推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成29年5月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

### 提案理由

委員が欠けたため、瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号）第5条の規定により、瑞穂市社会教育推進員を委嘱するもの。

## 瑞穂市社会教育推進員

地区	自治会名	氏名	住所	任期	備考
巢南西	西宿舎	三宅 真樹		H29. 5. 1~H31. 3. 31	前:川瀬 由紀子

## 意見聴取

平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について

平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成29年5月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

## 提案理由

平成29年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

平成 2 9 年 度

# 瑞 穂 市 補 正 予 算 書

平成 2 9 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 1 号）

~~平成 2 9 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）~~

平成 2 9 年 6 月 定例 議 会

## 目 次

平成 2 9 年度瑞穂市補正予算総括表 .....	1
議案第 3 2 号 平成 2 9 年度瑞穂市一般会計補正予算 (第 1 号) .....	2
<del>議案第 3 3 号 平成 2 9 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) .....</del>	<del>1 1</del>

平成 29 年 度 補 正 予 算 総 括 表

(単位：千円)

会 計 区 分		補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 会 計		16,700,000	26,287	16,726,287	
特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計	5,899,503	2,442	5,901,945	
	後期高齢者医療事業特別会計	466,785	0	466,785	
	学校給食事業特別会計	306,083	0	306,083	
	下水道事業特別会計	366,116	0	366,116	
	農業集落排水事業特別会計	26,525	0	26,525	
	小 計	7,065,012	2,442	7,067,454	
企 業 会 計	水道事業会計	822,623	0	822,623	
	小 計	822,623	0	822,623	
合 計		24,587,635	28,729	24,616,364	

## 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度瑞穂市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,287千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,726,287千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月8日提出

瑞穂市長 棚橋敏明

提案理由

平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 使用料及び手数料		582,694	696	583,390
	1 使用料	484,052	696	484,748
13 国庫支出金		1,982,188	2,959	1,985,147
	2 国庫補助金	353,004	486	353,490
	3 委託金	10,264	2,473	12,737
14 県支出金		1,119,509	5,864	1,125,373
	2 県補助金	413,308	5,864	419,172
16 寄附金		70,004	100	70,104
	1 寄附金	70,004	100	70,104
17 繰入金		880,001	13,300	893,301
	2 基金繰入金	880,000	13,300	893,300
19 諸収入		774,377	3,368	777,745
	5 雑収入	742,129	3,368	745,497
歳入合計		16,700,000	26,287	16,726,287

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,857,176	129	1,857,305
	1 総務管理費	1,493,526	129	1,493,655
3 民生費		6,563,422	9,579	6,573,001
	1 社会福祉費	3,272,838	2,473	3,275,311
	2 児童福祉費	2,901,463	7,106	2,908,569
7 商工費		53,456	9,988	63,444
	1 商工費	53,456	9,988	63,444
9 消費費		1,430,019	6,591	1,436,610
	1 消費費	1,430,019	6,591	1,436,610
10 教育費		1,807,669	0	1,807,669
	6 社会教育費	619,104	0	619,104
歳出	合計	16,700,000	26,287	16,726,287

## 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 使用料及び手数料	582,694	696	583,390
13 国庫支出金	1,982,188	2,959	1,985,147
14 県支出金	1,119,509	5,864	1,125,373
16 寄附金	70,004	100	70,104
17 繰入金	880,001	13,300	893,301
19 諸収入	774,377	3,368	777,745
歳入合計	16,700,000	26,287	16,726,287

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	1,857,176	129	1,857,305				129
3 民生費	6,563,422	9,579	6,573,001	8,823		696	60
7 商工費	53,456	9,988	63,444				9,988
9 消防費	1,430,019	6,591	1,436,610			3,368	3,223
10 教育費	1,807,669	0	1,807,669			100	△100
歳出合計	16,700,000	26,287	16,726,287	8,823		4,164	13,300

## 2 歳入

(款) 12 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
2 民生使用料	302,323	696	303,019	2 児童福祉使用料	696	放課後児童クラブ保育料	
計	484,052	696	484,748				

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
2 民生費国庫補助金	64,410	486	64,896	1 社会福祉費補助金	486	市町村地域生活支援事業費補助金	
計	353,004	486	353,490				

(款) 13 国庫支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
2 民生費委託金	8,721	2,473	11,194	1 社会福祉費委託金	2,473	国民年金事務費交付金	
計	10,264	2,473	12,737				

(款) 14 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
2 民生費県補助金	302,402	5,864	308,266	4 児童福祉費補助金	5,864	保育所等整備県交付金	
計	413,308	5,864	419,172				

(款) 16 寄附金  
(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
4 教育費寄附金	0	100	100	1 社会教育費寄附金	100	社会教育事業寄附金	
計	70,004	100	70,104				

(款) 17 繰入金  
(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	400,000	13,300	413,300	1 財政調整基金繰入金	13,300	財政調整基金繰入金	
計	880,000	13,300	893,300				

(款) 19 諸収入  
(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
5 雑入	742,124	3,368	745,492	6 消防費雑入	3,368	消防団員等退職報償共済金	
計	742,129	3,368	745,497				
合 計	16,700,000	26,287	16,726,287				

### 3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
5 企画費	133,456	129	133,585				129	1 報酬	120	非常勤職員・委員等報酬 行政改革推進委員会委員報酬
								12 役務費	9	通信運搬費
計	1,493,526	129	1,493,655				129			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 障害者福祉費	830,435	0	830,435	486			△486			(財源補正)
3 国民年金費	14,784	2,473	17,257	2,473				13 委託料	2,473	業務委託料 システム改修委託料
計	3,272,838	2,473	3,275,311	2,959			△486			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 児童福祉総務費	316,050	509	316,559			696	△187	1 報酬	300	非常勤職員・委員等報酬 瑞穂市公私連携保育法人選考等委員報酬
								11 需用費	209	消耗品費等
4 保育所費	1,488,554	6,597	1,495,151	5,864			733	19 負担金、補助及び交付金	6,597	補助金 私立保育所施設整備補助金
計	2,901,463	7,106	2,908,569	5,864		696	546			

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 商工業振興費	34,638	9,988	44,626				9,988	13 委託料	9,988	業務委託料 企業誘致に向けた土地利用基本構想策定 業務委託料 9,988
計	53,456	9,988	63,444				9,988			

(款) 9 消防費  
(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	1,196,243	2,832	1,199,075				2,832	19 負担金、補助及び交付金	2,832	負担金 岐阜地域4市1町広域消防初期投資経費 負担金 2,832
2 非常備消防費	96,975	3,759	100,734			3,368	391	8 報償費	3,368	報償費
								11 需用費	951	消耗品費等
								19 負担金、補助及び交付金	△560	補助金 市民消防隊補助金 △560
計	1,430,019	6,591	1,436,610			3,368	3,223			

(款) 10 教育費  
(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
2 生涯学習振興費	37,273	0	37,273			100	△100			(財源補正)
計	619,104	0	619,104			100	△100			
合計	16,700,000	26,287	16,726,287	8,823		4,164	13,300			

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (年間支給率) (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3		26,760	11,029 (4.30)	8,076	45,865	7,100	52,965	
	議 員	18	68,253		28,123 (4.30)		96,376	26,818	123,194	
	その他の 特別職	1,052	151,644				151,644	14,391	166,035	
	計	1,073	219,897	26,760	39,152	8,076	293,885	48,309	342,194	
補正前	長 等	3		26,760	11,029 (4.30)	8,076	45,865	7,100	52,965	
	議 員	18	68,253		28,123 (4.30)		96,376	26,818	123,194	
	その他の 特別職	1,042	151,224				151,224	14,391	165,615	
	計	1,063	219,477	26,760	39,152	8,076	293,465	48,309	341,774	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	10	420	0	0	0	420	0	420	
	計	10	420	0	0	0	420	0	420	

議案第33号

## 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度瑞穂市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,442千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,901,945千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月8日提出

瑞穂市長 棚橋敏明

提案理由

平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により提出するもの。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,086,041	5,582	1,091,623
	2 国庫補助金	188,206	5,582	193,788
10 繰入金		550,394	△3,140	547,254
	2 基金繰入金	150,000	△3,140	146,860
歳入合計		5,899,503	2,442	5,901,945

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		88,720	930	89,650
	1 総務管理費	69,973	930	70,903
	2 徴税費	17,539	0	17,539
4 前期高齢者納付金等		790	1,512	2,302
	1 前期高齢者納付金等	790	1,512	2,302
歳出合計		5,899,503	2,442	5,901,945

## 国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	1,086,041	5,582	1,091,623
10 繰入金	550,394	△3,140	547,254
歳入合計	5,899,503	2,442	5,901,945

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	88,720	930	89,650	5,582			△4,652
4 前期高齢者納付金等	790	1,512	2,302				1,512
歳出合計	5,899,503	2,442	5,901,945	5,582			△3,140

## 2 歳入

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	0	5,582	5,582	1 国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	5,582	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金
計	188,206	5,582	193,788			

(款) 10 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険基金繰入金	150,000	△3,140	146,860	1 国民健康保険基金繰入金	△3,140	基金繰入金
計	150,000	△3,140	146,860			
合計	5,899,503	2,442	5,901,945			

### 3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	68,857	930	69,787	3,735			△2,805	12 役務費	22	手数料
								13 委託料	540	管理委託料 システム保守管理委託料 108 業務委託料 制度改正システム改修委託料 432
								14 使用料及び賃借料	28	使用料
								18 備品購入費	340	庁用器具費
計	69,973	930	70,903	3,735			△2,805			

(款) 1 総務費

(項) 2 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 賦課徴収費	17,539	0	17,539	1,847			△1,847			(財源補正)
計	17,539	0	17,539	1,847			△1,847			

(款) 4 前期高齢者納付金等

(項) 1 前期高齢者納付金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額	
1 前期高齢者納付金	746	1,512	2,258				1,512	19 負担金、補助及び交付金	1,512	負担金 前期高齢者納付金 1,512
計	790	1,512	2,302				1,512			
合計	5,899,503	2,442	5,901,945	5,582			△3,140			